

議案第 10 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に
関する条例の制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定
について議会の議決を求める。

令和7年3月12日提出

清水町長 辻 康 裕

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(清水町表彰条例の一部改正)

第1条 清水町表彰条例(昭和47年清水町条例第24号)の一部を次のように改正する。

第13条第3号中「禁固」を「拘禁刑」に改める。

(清水町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第2条 清水町情報公開・個人情報保護審査会条例(令和5年清水町条例第2号)の一部を次のように改正する。

第17条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(清水町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第3条 清水町議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年清水町条例第10号)の一部を次のように改正する。

第52条から第54条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(清水町職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 清水町職員の給与に関する条例(昭和26年清水町条例第16号)の一部を次のように改正する。

第16条の2第3号及び第4号並びに第16条の2の2第1項第1号及び第4項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(清水町の消防団の設置及び消防団員の定員並びに非常勤消防団員の任命等に関する条例の一部改正)

第5条 清水町の消防団の設置及び消防団員の定員並びに非常勤消防団員の任命等に関する条例(平成27年清水町条例第24号)の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規

定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

- 4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定め例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。
- 5 禁錮以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴は、拘禁刑以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴とみなす。